

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 27 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 20 年 11 月 20 日（木） 10:00～12:09

2. 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3. 議 事

（１） 食 品 安 全 委 員 会 が 自 ら 食 品 健 康 影 響 評 価 を 行 う 案 件 の 検 討 ・ 選 定 に つ い て

（２） 平成 20 年度 食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 の 実 施 状 況 の 中 間 報 告 に つ い て

（３） その他

4. 出 席 者

（専門委員）

早川座長、内田専門委員、生出専門委員、河合専門委員、近藤専門委員、
佐々木専門委員、清水専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、橋本専門委員、
福代専門委員、宗像専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

（参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、
酒井情報・緊急時対応課長、角田勧告広報課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配 布 資 料

資料 1 自 ら 評 価 案 件 選 定 の 手 続 き 等 に つ い て

資料 2 平成 20 年度 食 品 安 全 委 員 会 が 自 ら 食 品 健 康 影 響 評 価 を 行 う 案 件 候 補 に つ
いて

6. 議事内容

◆早川座長 それでは、定刻の 10 時になりましたので、ただ今から企画専門調査会 第 27 回会合を開催いたします。

本日は 14 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。

今、御連絡がございまして、内田専門委員は少し遅れるということでございます。

伊藤専門委員、武見専門委員が御欠席でございます。

また、食品安全委員会から担当委員であります長尾委員、畑江委員とともに、見上委員長、小泉委員、廣瀬委員、本間委員にも御出席をいただいております。

続きまして、議事に入らせていただきます前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日は資料が 3 つございます。

資料 1 が「自ら評価案件選定の手続き等について」。

資料 2 が「平成 20 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について」。

資料 3 が「平成 20 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」でございます。

足りないものがございましたら、手を挙げていただければと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の資料の「企画専門調査会第 27 回会合議事次第」に従いまして、「（１）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について」と、「（２）平成 20 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」を御審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

（１）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について

◆早川座長 まず、「（１）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・

選定について」の審議を行いたいと思います。

この議題につきましては、8月28日の当専門調査会で第1回目の絞り込みを行っておりますので、初めに、今後の選定の流れと前回の審議の結果につきまして、復習ができればと思っております。事務局から御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 資料1に基づきまして、御説明させていただきます。1ページをお開きください。

前回8月末に第1回目の絞り込みを作っていただきましたが、事務局として考えている今後の予定について説明いたします。本日は11月20日で、第2回目の絞り込みを行っていただくということを予定しております。

後ほど説明させていただきますけれども、8月の時点でかび毒をグループでやるか、あるいは個別にやっていくか等、御意見があったところですが、その議論を踏まえつつであります、事務局としては、本日に複数案、2案件から3案件くらいに絞り込んでいただければと思っております。

そして、本日の御議論を踏まえまして、食品安全委員会の方に本調査会から報告していただく。できますれば、その複数案について前回も御説明しましたが、今年度については意見・情報の募集を行う。広く意見を聴いて、それも踏まえまして、最終的にはキャパシティの問題もございますので、恐らく3月くらいになると思うんですが、食品安全委員会の本委員会で今年度の自ら評価案件を最終決定させていただくということを考えております。

例年ですと意見交換会というのをやっておりましたけれども、今年度はある程度、試行錯誤の中の試みということもございますが、1月の意見・情報の募集ということで広く意見を伺うということで行えればと思っております。これが基本的な流れでございます。

2ページから3ページ目は、各委員御承知のとおり昨年度からやっておりますが、選定の考え方でございますので、これは省略させていただきます。

復習の意味で4ページから5ページでございます。8月の時点で全部で13案件御審議いただいたところでございますけれども、1から5がいわゆるかび毒でございます。これについてはまとめてやるか、あるいは個別でやるか、この辺の意見が出て、とりあえずこの5件は残すという形になっておりました。

しかし、その後の状況として、アフラトキシンにつきましては、厚労省の方から諮問という形で来ましたので、自ら評価案件としては除くということを考えております。したが

いまして、本日はまず2から5のかび毒が候補案件として御審議いただくことになります。

8月の時点で9のヒ素も残っております。なお、先ほどのかび毒については、更に8月の時点で、かび毒・自然毒等専門調査会の意見を求めるということになっておりますので、この辺はまた御説明させていただきます。

9のヒ素についても、化学物質・汚染物質専門調査会の意見を求めるということを御議論いただいておりますので、それについてもまた報告したいと思います。いずれにせよ9番のヒ素も残っているというところでございます。

5ページにまいります。12でサプリメント。これにつきましては、被害の発生状況等の情報収集を行うなどということで残しまして、また本日も御議論をいただくことになります。以上申し上げましたのが、本日御議論いただく案件でございます。

6ページ目が、先ほどアフラトキシンについて諮問があったということですが、評価要請も載せておりますが、9月3日付けで出ていまして、アフラトキシンについては自ら評価案件候補からは除いたということでございます。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、前回の審議により絞り込まれました7件から、ただ今御説明がありましたように、「アフラトキシンに関する食品健康影響評価」は諮問があったということでございますので、残りの6件について、更なる絞り込みを行いたいと思います。それぞれの案件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明を申し上げます。残りしました6つの案件候補です。前回の説明とやや重複する部分もあるかと思いますが、実態調査の結果などを交えながら、ポイントを御説明したいと思います。

資料の構成でございますが、8ページまではハザードごとの概要ということで6つの案件が載っております。

9ページから12ページまでについては実態調査の結果ということでございます。これは関係府省でそれぞれ実施しておりまして、前回の本調査会でも提供してほしいというお話

がありましたので、提供させていただきました。

それでは、まず1番目の「オクラトキシン」について、御説明申し上げます。資料は1ページでございます。

危害要因の概要は、1960年代に穀類から分離され、その後、動物実験で肝臓、腎臓などの毒性が確認されているということです。北欧諸国でございますけれども、豚の腎障害、バルカン諸国におけるヒトの腎疾患ということで関連が疑われているところでございます。

リスク管理の現状等につきましては、国内では基準値等の設定は行われておりません。海外ではコーデックス委員会において、今年の2008年に小麦、大麦及びライ麦について、 $5\text{ }\mu\text{g/kg}$ という基準値が設定されているところでございます。

リスク評価の実施状況につきましては、国内では評価は行われておりません。海外ではIARCの方で発がん影響ということで、グループ2B（ヒトに対して発がん性があるかもしれない）と評価がされております。

JECFAの方ですが、暫定耐容週間摂取量（PTWI）が設定されております。

EFSAの方でも耐容週間摂取量（TWI）が設定されているところでございます。

国内の汚染実態でございます。食品における含有量につきましては、厚生労働省と食品安全委員会の方で、国産穀物の含有量については農林水産省の方で実態調査が行われております。

各関係府省の調査ということで、9ページを御覧いただきたいと思います。9ページは、かび毒ごとに整理をされている農林水産省における14年度から18年度の調査ということになります。オクラトキシンA、上から2つ目のところでございます。ここを御覧ください。

14年度からということですが、我が国で流通している小麦、大麦、小麦粉。17年度は国内産の玄米、小麦。18年度は国内産の米、小麦について汚染実態調査をされておまして、全サンプルがここではppmとなっております。これは 10^{-6} 乗、100万分の1でございますので、先ほどの基準値と比較するためには換算をしなければいけないのですが、先ほど言いました $5\text{ }\mu\text{g/kg}$ という基準がありますけれども、例えば14年度の一番上の国内産小麦のところを見ていただきますと、試料点数が30点、定量限界が0.001 ppmとなっておりますが、この0.001 ppmが $1\text{ }\mu\text{g/kg}$ に相当する数字ということです。このように換算をして見ていただきたいと思います。こういった水準でございまして、全サンプル数が先ほどの $5\text{ }\mu\text{g/kg}$ という視点から見ると、 $1\text{ }\mu\text{g/kg}$ 未満ということで、下回っているということが確認できるかと思えます。

10 ページでございます。こちらは厚生労働省の方で食品について調べていただいております。16 年度から 18 年度の調査結果がございます。ビール、オートミール、ワイン、レーズン、小麦、そば粉、焙煎コーヒー、生コーヒー豆、そば等を調べていただいておりますが、やはり一部から出ている。また、ココアは残念ながら全部から出ているということで、インスタントコーヒー、チョコレートなども汚染の状況が確認されるということでございます。

12 ページ、更に細かい表で申し訳ありません。こちらは食品安全委員会の方で汚染実態調査をしております。この一番左のオクラトキシン A でございます。これではハーブ類と飲料で若干検出されるものがあるということでございます。ここの単位は ng/g でございますので、ng/g の分母分子を 1,000 倍ずつしますと $\mu\text{g/kg}$ となりますので、同等の単位ということでございます。0.8 というのは先ほどの単位 $\mu\text{g/kg}$ から言うと 1 未満だと見ていただければ結構でございます。

資料の 1 ページに戻っていただきまして、下の方に参考データが入っております。先ほど紹介したものが上から○で書いております。厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会の調査ということでございます。

2 ページですが、リスク評価を行う上での留意事項という欄でございます。多品種の食品等で、先ほど確認いただいたように検出数例があるということでございます。先ほど御紹介したのですが、2008 年 7 月にコーデックス委員会で、小麦、大麦、ライ麦の最大基準値が設定されているということで、今後、諸外国で規制の動きがあるだろうと考えられるということでございます。参考までです。

3 ページです。「ゼアラレノン」について御説明を申し上げます。危害要因の概要でございますが、海外においてゼアラレノンに汚染された飼料によりまして、豚の過エストロゲン症ということで死亡例が報告されております。

関連物質でありますゼラノールとともに、化学的にはマクロライド環という構造を有しておりますので、内分泌のかく乱物質として危惧があるということでございます。

リスク管理の現状等につきましては、国内では家畜用の混合飼料の、暫定基準値が設定をされています。海外では EU においてトウモロコシ及び関連製品で基準値が設定されているということでございます。

リスク評価の実施状況につきましては、国内では評価は行われておりません。海外では IARC における発がん影響ということで、これはグループ 3 ということで、ヒトに対して発がん性があるとは分類できないということでございます。

また、JECFA の方で暫定ですが、耐容一日摂取量（PTDI）が設定されております。また、EU の食品科学委員会の方でも、暫定耐容一日摂取量（t-TDI）が設定されているということです。

国内の汚染実態でございます。穀類の含有量については、農林水産省で、食品における含有量について食品安全委員会において調査を行っております。

資料の 9 ページを御覧いただきたいと思います。こちらの中の今回はゼアラレノンということで 3 つ目で、2 年度だけ調査事例がございます。17 年度は定量限界以上が 100 検体のうち 1、18 年度は定量限界以上、これは定量限界の分析精度が上がったということで上昇しておりますけれども、100 検体で 18 ということでございます。

12 ページでございます。食品安全委員会の調査ということで、これを御覧いただきたいと思います。検出分が多いものが、17 年度ですが 25 検体中 4 検体で健康食品、18 年度は健康影響評価で 31 検体中 1 検体、ベビーフードでも残念ながら検出されているということでございます。

3 ページに戻っていただきまして、リスクの評価実施上の留意事項の参考データのところの 2 つ目の○でございます。独立行政法人農林水産消費安全技術センターの方で、試料中のモニタリング調査を行っております。こういった点数で検出されているということです。トウモロコシ 164 点等の調査をしていただいております、基準値を超えたものはなかったというのが現状でございます。

先ほどと同様に、リスク評価を行う上での留意事項の欄を見ていただきたいのですが、こちらでは国内で試料の基準値が設定されています。先ほど説明したのと同様でございます。一定のリスク管理が講じられていると考えられます。EU においては 2007 年にトウモロコシ及び関連製品の最大基準値が設定されたことが、最近の動きとしてあるということでございます。

4 ページの 3 つ目の「デオキシニバレノール」でございます。

危害要因の概要でございます。フザリウム属の真菌が産生するかびでございます。

リスク管理の現状等につきましては、国内では厚生労働省において小麦の暫定基準値が設定されている。農林水産省でも飼料の暫定基準値が設定されております。また、これは圃場で赤かび病という病気がありますが、そのかびがかび毒を産生するということでございまして、かび毒をつくらせないような予防措置が重要であるということでございます。

したがって、赤かび病菌の適宜の防除、あるいは赤かび病の被害を受けたものをうまく分けることによって、残りの部分の汚染を防ぐといった指導が多くなされております。

また、具体的にどうすればいいかということで、「汚染の低減のための指針」ということで作成をしています。

リスク評価の実施状況についてですが、国内では評価が行われておりません。海外では IARC ですが、発がん性の影響ということでグループ 3（ヒトに対して発がん性があるとは分類できない）と評価をされております。

JECFA の方で暫定の最大耐容一日摂取量（PMTDI）が設定されております。

EU の食品科学委員会におきましても暫定の耐容一日摂取量（t-TDI）が設定されているということでございます。

リスク評価実施上の留意事項ということでございますけれども、国内穀類の含有量につきましては、農林水産省で、食品については厚生労働省で実態調査が行われているということでございます。

19 年度に国内産の小麦粉 79 点について測定をしておりますが、低レベルでございましたけれども、高頻度に検出されたという報告を受けております。ただ、中間報告であり詳細な資料が出ていないということで、ここでは添付しておりません。

農林水産省の調査結果ということですが、9 ページを御覧いただけますでしょうか。14 年度から 18 年度の国内産小麦、大麦について汚染実態調査を行っている。ただ、先ほどの圃場の関係もありますので、気候等の影響があるということで、年の変動が見られるということでございます。

4 ページに戻っていただきますが、ここで紹介しておりますけれども、小麦では暫定基準値が設定された 15 年以降、暫定基準値は 1.1 ppm でございますが、こういったものは検出されていないという現状でございます。

また、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおきまして、試料中のモニターの調査を行っております。こういった概要でございます。

一番下のところですが、リスク評価を行う上での留意事項ということで、国内では小麦に関する基準値が設定されており、一定のリスク管理措置を講じられている。あるいは EU において 2007 年にトウモロコシ及び関連製品の最大基準値が設定されている。さらにはコーデックスで基準値策定作業を進めるために、各国の汚染データの提供を要請されているという実態があるということがございます。

4 番目のフモニシンということで、5 ページを御覧いただきたいと思います。これも同じくフザリウム属真菌が産生するかび毒ということで、トウモロコシにおいて特に汚染が確認されているということでございます。

リスク管理の現状等につきましては、国内では基準値の設定が行われておりません。海外では EU でトウモロコシ及びトウモロコシの加工製品について基準値が設定されています。単位は $\mu\text{g}/\text{kg}$ で四千数百という数字になります。

リスク評価の実施状況につきましては、国内では評価は行われておりません。海外は IARC による発がん性の影響ということで、グループ 2 です。ヒトに対して発がん性があるかもしれないと評価をされています。

JECFA で暫定耐容一日摂取量、 $2\ \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日という設定がされています。

EU の食品科学委員会の方でも同様に耐容一日摂取量 (TDI) が設定されているということでございます。

リスク評価実施上の留意事項の欄ですが、食品における含有量について厚生労働省で実態調査が行われております。これについては 11 ページになります。厚生労働省におけるフモニシンの実態調査ということで、食品ごとにお調べいただいております。コーングリッツ、ビール、ポップコーン、大豆、コーンフレーク、コーンスナックなどから検出例があるということでございます。

5 ページに戻っていただきまして、リスク評価を行う上での留意事項。食品等を対象とした調査では、定量限界値以上のフモニシンが検出されているものもあるということでございます。若干認められるということでございます。

EU において、2007 年にトウモロコシ及び関連製品の最大基準値が設定されているということが挙げられるかと思えます。

かびは以上でございます。5 番目でございますが、「ヒ素」をお願いいたします。資料は 6 ページになります。

危害要因の概要でございます。ヒ素は天然に単体で存在するほかに、「ヒ素」化合物ということで炭素を含まない無機ヒ素と炭素原子を含む有機ヒ素に大別されるということでございます。その毒性は化学的なデータによって大きく異なるという特徴を持った物質でございます。

リスク管理の現状等につきましては、国内では食品中の残留農薬摂取基準、水質汚濁に係る環境基準が設定されているということでございます。海外では飲料水中の基準値、英国、FSANZ で食品中の基準値が設定されている。

リスク評価の実施状況につきましては、国内では現時点では評価は行われておりませんが、清涼飲料水の評価においてヒ素を評価するというので、品目に入っているということで予定されています。

海外では IARC による発がん影響、グループ 1 ということで、ヒトに対して発がん性があると評価されております。また、JECFA で無機ヒ素については発がん性に基づき、PTWI が設定されております。有機ヒ素については設定がされていないということです。

EU ということでヨーロッパの方では、飲料水を含めた食品中のヒ素に関する健康リスク評価を EFSA に要請をいたしております。今後 EFSA において各国から提出されたヒ素濃度に関するデータに基づきまして、評価が行われるものと考えております。FSANZ では無機ヒ素の TDI を設定しております。

リスク評価の実施上の留意点でございます。食品における含有量については、農林水産省の方で国内農産物の含有の実態調査を行っております。一日摂取量ですが、厚生労働省のトータルダイエツトスタディー調査が毎年行われていて、その中に項目が入っております。平成 18 年度の調査結果では $183\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ということでございます。そういった知見が確認されております。

調査研究の実施状況についてでございます。農林水産省及び食品安全委員会で実施をしているところでございます。

リスク評価を行う上での留意事項ということで、現在、清涼飲料水のヒ素について、リスク評価の準備中と先ほど御紹介したとおりです。食品中のヒ素の形態別の含有量、推定の一〇日摂取量、特に高摂取群、妊婦、乳幼児での摂取状況、毒性に関するデータの蓄積及びヒトの健康に影響を与えるヒ素化合物の化学的な形態の特定といったことをやった上で、暴露評価を行うべき対象を絞ることが必要ではないかと考えております。

最後に、「サプリメントの複合影響」でございます。資料は 8 ページになります。25 回の本調査会を踏まえまして、主に健康被害の発生状況、それを未然防止することを中心に取組み紹介をするということで説明をさせていただきたいと思ひます。

危害要因の概要でございます。これについては行政機関あるいは何人かの専門家にお話を伺いましたけれども、サプリメントの複数の種類の摂取による相互作用ということで、これについての健康影響について、知見は残念ながら認められないという状況でございました。

リスク管理の現状等につきましては、いわゆる健康食品、健康食品と称する無処理の無許可医薬品による健康被害発生〇の未然防止、あるいは被害発生時の拡大防止ということを目〇的〇といたしまして、厚生労働省の方から通知が発出されております。

リスク評価につきましては、特に行われていないという状況でございます。

リスク評価実施上の留意事項でございます。摂取状況については厚生労働省における 13

年度の国民栄養調査の中で調査項目として調査していただいております。また、健康被害に関してですけれども、サプリメントによる健康被害の情報集積の例ということで、医師会において情報収集のシステムを作っていただいております、具体的な取り組みもしていただいております。

この事業を簡単に御紹介しますと、主に健康食品と何らかの関係がある事案、医薬品との相互作用といったものが心配されますので、医者が日常の診察を通じて得た知見を医師会が集積、分析をいたしまして、対策を付した上で報告書を作成するというところでございます。このことによりまして、診療現場における便益を目指すことを目的としたシステムということでございます。症例集としてまとめておられまして、私どもにも御提供いただいているということでございます。

リスク評価を行う上での留意事項でございます。国内では法令上、「サプリメント」が定義されていないという現状がございます。また、想定されるサプリメントの組み合わせは膨大なものとなるということで、いわゆる健康食品まで含むサプリメントとして、併用利用の実態の把握は困難であるということでございます。

いわゆる健康食品やサプリメント等が置かれている現状を参考ということで備考に少し書いてありますけれども、これについては資料を若干添えておりますので、それを御覧いただきたいと思います。

13 ページでございます。健康食品についてということで、厚生労働省の方で整理されたものをそのまま引用させていただいております。概念上、「医薬品」と「食品」に大きく分類される。そのうち保健機能食品ということで真ん中の2つ、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」に分かれる。外に「一般食品」というものがあって、その中に「いわゆる健康食品」というものも含まれるということでございます。

2 ですが、流通実態については把握は非常に困難なのですが、データベースを見ますと現行で1万種類以上はデータベースに登録されていると伺っているところでございます。

裏側を御覧いただきたいのですが、諸外国における整理ということでございます。EU、米国、韓国、それと日本と対比したものでございます。14 ページです。EUの方ではサプリメント、その他の食品ということで区分がされていて、EUの指令でございますが、サプリメント指令というものがあって、定義がされている。

それに対して、ノーベルフーズ規則ということで、EU加盟国に共通の規則ということになります。1997年5月15日以前に、食品としてEU域内に広く市場に導入されていなかった食品、又は食品成分ということでございます。米国、韓国それぞれ紹介しております

ので、参考にしていいただければと思います。

説明は以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

引き続きまして、前回、審議を行いました際に、かび毒をまとめて扱うべきか、個別で扱うべきかということを決定するための参考といたしまして、かび毒・自然毒等専門調査会がごさいますが、そこに意見を求めるということとなっております。また、ヒ素に関しましては科学物質・汚染物質専門調査会に意見を求めることとなっておりますので、それに対して事務局から御説明をお願いしたいんですが、その前に事務局の方から、かび毒に関する補足説明といたしまして、前々回の審議において話題となりました、リスク管理機関におけるコーデックス規格の取扱いについて御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

◆日野事務局次長 それでは、前々回の私の説明が少し不足しておりまして、先ほど座長からお話がありましたように、コーデックスで規格が決められた基準について、我が国のリスク管理機関はそれを自動的といいますか、そのまま規格基準に設定するのかということについて、厚生労働省の方に確認させていただきました。

経緯としましては、その次の週にちょうど総アフラトキシンのリスク評価の諮問がございましたので、それを例にいたしまして、説明させていただきます。

厚生労働省の方では、総アフラトキシンの諮問に際しまして、先ほどの資料1の7ページを御覧いただきたいんですけども、そこにまとまっておりますが、本年7月8日の薬事・食品衛生審議会の食品規格部会において審議を行いまして、その中で厚生労働省としまして、食品中の汚染物質に係る規格基準設定の基本的な考え方というのを提案して、了承されています。

そこに書かれていますのは、食品中の汚染物質、国内に流通する食品に含まれます汚染物質につきましては、その汚染実態、暴露状況を調査しまして、必要に応じて現在の食品添加物の規格基準が設定されていますけれども、更に安全性確保を推進する上で汚染物質の暴露を可能な限り低減するということをまず最初に言うておりまして、その設定に当たりましてはコーデックス規格が定められている食品につきましては、我が国でも規格基準の設定を検討する。基本的にはコーデックス規格を採用するということが決められています。

コーデックスの基本的な考え方と申しますのは、国際的に「ALARA の原則」と言われていまして、as low as reasonably achievable、合理的に可能な限り低減に努めるということですけれども、そういった基本的な考え方に基づきまして、今後設定する必要性があるものの 1 つとして、総アフラトキシンが厚生労働省の方で決められた。

その理由につきましては、①、②、③と書いてございますけれども、今もアフラトキシンにつきましては、アフラトキシン B1 について検出してはならないという基準があるわけですが、様々な実態調査を厚生労働省の方で 3 年間続けてきた結果、どうもアフラトキシン B1 だけではなくて、B2、G1、G2 の複合汚染が増加している。そして、最近は特に落花生と輸入国の違いと。輸入している相手国が変わってきたということもございしますが、B1 より G1 の汚染濃度が高くなってきた。そして、我が国では木の実、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオも含めてですが、そういったものの輸入国である。

これは最初に申し上げるのを忘れましたけれども、コーデックスでは落花生と木の実に対する総アフラトキシンの規格基準が設定されたことから、今回、総アフラトキシンについて、食品中の総アフラトキシンということで食品安全委員会の方に諮問されて、現在、当委員会のかび毒・自然毒等専門調査会の方で審議が進められております。そういう状況でございますので、今のお話でどのように国際規格を国内規格に当てはめるかということがお分かりいただけるかと思われます。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、かび毒・自然毒等専門調査会での御意見、化学物質・汚染物質専門調査会での御意見について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料 2 の 15 ページになります。参考資料 3、「自ら評価案件候補についての専門調査会の意見」を御覧いただき、御説明をさせていただきたいと思っております。

座長からの御紹介がございましたように、まず、かび毒でございますが、オクラトキシン、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシンにつきましては、先ほど情報課長から御説明いただいたような内容について事務局から御説明をした後、かび毒・自然毒等専

門調査会の先生方に御議論をいただいた結果がまとめられているところでございます。

議論といたしまして、デオキシニバレノールについて候補として挙がっているということですが、我が国の場合はこれと全く同時に共汚染している物質ということで、ニバレノールというかび毒がございます。専門調査会では、むしろこのニバレノールというかび毒が特に日本であるとか限定的な地域に発生をしており、また、デオキシニバレノールよりももっと汚染が深刻な事例もあるということで、こちらの方がまず議論になっておりました。

ニバレノールというのは、我が国特有といってもいいくらいの物質であるということで、国際機関におきましての評価などにつきましては、検討が遅れているということ。それから、このニバレノールという物質、かび毒につきましては、むしろ日本がいろいろな毒性に関する知見もあるということで、デオキシニバレノールと合わせまして、このニバレノールというものについて検討を進めるべきではないかという御意見が多く出された次第でございます。そういうことから、まずデオキシニバレノール及びニバレノールというものが優先度が高いものという御意見をいただいております。

その他のかび毒につきましても御議論をいただいておりますけれども、先ほどのニバレノールに次いで重要性が高いものとしては、オクラトキシンというものが挙げられております。これにつきましては、先ほど情報課長からも概要で御説明がございましたように、コーデックスにおきましても本年の夏でございますけれども、基準値が定まったということもございますし、汚染の程度ということも考慮いたしますと、次の候補として挙げるのが適当であろうという御意見が出された次第でございます。これがかび毒・自然毒等専門調査会における主な議論でございました。

ヒ素でございますけれども、ヒ素につきましては15ページにお示ししましたように、9月2日開催の化学物質・汚染物質専門調査会の幹事会におきまして、やはり先ほど情報課長から御説明した内容を事務局から説明した後、御議論をいただいたところでございます。

ヒ素につきましては、先ほどの資料での御説明の中にもございましたように、飲料水中のヒ素の発がん性というものは、ヒトにおいて十分な証拠があること。あるいは有機ヒ素の1つであります、ジメチルアルシン酸の発がん性ということが動物実験において十分な証拠があるということで、やはり評価の重要性が高いのではないかという御意見が中心でございました。

併せまして、そのヒ素につきましては、無機あるいは有機ヒ素という以外にもいろんな形態で存在をしているといったことから、それらのものをトータルに評価を進めていく必

要性があるのではないか。このような御意見も出されております。ヒ素につきましても専門調査会としては、やはり評価の重要性が高いものという御意見をいただいているところでございます。

概略は以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、今の、かび毒・自然毒等専門調査会からの御意見の中で、ニバレノールというのが出てまいりましたけれども、これについての概要資料があるということでございますので、事務局から御説明をお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。資料2の16ページでございます。今、座長から御説明がありましたように、若干まとめておりますので、御紹介いたします。

内容についてですが、評価課長の方からお話がありましたように、共汚染ということでデオキシニバレノールとともに汚染がある。日本を含むということで、韓国、豪州等にも若干あるようでございますが、日本を中心に汚染実態があるということでございます。

リスク評価の状況でございます。「(6) 毒性」を御覧いただきたいと思います。EUの食品科学委員会におきまして、2000年でございますけれども、t-TDIということで、データが少し足りないということと不確実性があるものですから、0から0.7 μ g/kg 体重/日と設定されております。

また、国際がん研究機関(IARC)の方でございますが、93年に *Fusarium graminearum* ほか、2つのカビが発生するニバレノールはグループ3ということで、ヒトに対して発がん性があるとは分類できないという評価がされております。

リスク評価の現状等につきましては、海外・国内ともに基準値は設定されておきませんが、農林水産省におきまして、先ほど御紹介しましたように「汚染低減のための指針」ということで現在作成されているということでございます。

国内では汚染実態ということで、14年から18年度、国内穀類のかび毒含有実態調査が実施されているということでございます。これについては、また飛びますけれども9ページでございます。農林水産省の方で調べていただいているニバレノールということでございます。汚染実態があつて、先ほどのデオキシニバレノールと同様に年の変動が確認されるということでございます。

簡単でございますが、現状ということで紹介させていただきました。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、これまで御説明いただいたこと、あるいは選定の考え方などを踏まえまして、食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものについて、絞り込みを行ってまいりたいと思います。

今回、評価案件候補が6件でありますので、資料の順番どおりに個々の評価案件候補ごとに審議を行うことといたしたいと思います。

それでは、初めに1番目の「オクラトキシンに関する食品健康影響評価」について、御質問あるいは御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。特段の御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、私の方で少しまとめさせていただければと思います。これにつきましては、ヒトに関する発がん性が疑われますけれども、リスク管理措置が講じられていない。国民の健康への影響がある可能性があるということでございます。厚生労働省の研究におきまして、小麦粉、インスタントコーヒー、オートミール、ワイン等、いろいろな食品等から定量限界以上の検出が確認されている。コーデックスの方で国際基準値が設定されたということでもありますので、国際的には規制の方向に進んでいるということで、国内の管理措置に向けてリスク評価を行う意義があるのではないかとということでございます。

ただ、専門調査会の御意見によれば、優先順位としては高いけれども、先ほど御説明がございましたように、かび毒4案件の中では2番目くらいではないかということでございます。大体まとめますと、そういうふうなことでございます。

◆清水専門委員 私も座長の御意見を支持したいと思います。IARCというのは疫学的にヒトに対してがんを起こすかどうかという判断なんですね。ヒトの対象としては疫学調査の結果で評価されている。しかし、このオクラトキシンに関しましては、一番上に書いてありますように、バルカン諸国でヒトの腎疾患との関連が疑われていると。がんというのは長期にわたって暴露して出るわけですがけれども、日常的に腎疾患に関しても、あるいはどの程度の疑いなのか。この辺をもう少し情報を集める必要があると思いますけれども、もっと身近な腎疾患として出てくるということを考えれば、やはりこれは注目して検討しなければいけないのではないかと思います。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。どうぞ。

◆谷口専門委員 お伺いしている内容の実態調査とかで検出されているということは、普段私たちが食しているものの中にもそういうものが出回っているというか、そういうものを私たちも食していると理解してよろしいのでしょうか。

◆早川座長 いかがでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 ここで紹介しましたのは、定量限界という分析のぎりぎりの数字を上回っているものが何件あるかということで基本的に整理されております。それがヒトに対してどの程度危害があるかという視点から見ますと、先ほども若干紹介しましたけれども、国際的な基準から見ればはるかに下回る数字なので、確かに定量限界以上の検出はありますけれども、直ちに影響がある状況にあるかという点と、そうではないと考える状況にあると、このデータからは読み取れるのではないかと思います。

◆谷口専門委員 影響があるというのではなくても、普段食しているものの中にこういうものが検出されているということでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 農林水産省の方では原材料、厚生労働省の方で食品中ということで、今おっしゃったように、これは市販品等を調査しておられますので、分析値が出ているということは、こういった汚染実態にあるということは現実でございます。

◆谷口専門委員 この毒素が検出されているということは、かびが生えているものを私たちは食べさせられているということですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 そのかびとかび毒の関係は複雑でございますけれども、かび毒が何らかの原因で食品に残留していたということで、加工過程もありどの段階でごく微量のかび毒が混入したか分かりませんし、恐らく食品になった時点では、もうかびそのものは確認できないものだと思います。かびがなくてもかび毒が残ることがあると、いった知見があるようでございますので、今の御指摘の「かびが生えているものを食べさせられている」というのは、実態としては違うものではないかと思います。

◆早川座長 よろしいですか。要するに検出できるかどうかというのは分析法の問題であって、実態としては今の分析法で計るそれなりに検出できるという話ですね。そのことは実際にそれが直接健康被害に結び付くような量を含んでいるかどうかということの意味する訳ではないのですが、今の段階ではそういうことも含めて、リスク評価は国内では行われていない。リスク評価を行うことによって、それをベースにしてリスク管理をしていく。ここまではという基準値を定めて、どうするかという方向に向かっていく。そのためのリスク評価でありますので、そういう意味ではここで自ら評価案件候補として挙げる意味はあるのではないかと。こういう状態だと私は認識しているんですが、いかがでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 そのとおりだと思います。ありがとうございます。

◆早川座長 いかがですか。

◆谷口専門委員 消費者といたしましては、かびの毒がなければ、かびが生えているものを原材料に使って、加熱すればかびの存在はなくなるんでしょうけれども、胞子とかは残るでしょうし、そういうものを毒素がなければ使用してもいいかというふうにとられるのではないかなと思うんです。

◆早川座長 どうぞ。

◆大久保総務課長 私は科学的なことは弱いところですが、かびはいろいろな種類があって、要はどこにでもある。恐らく全くかびをこの世から抹殺できない限り、何らかの意味で汚染される可能性はあり、現に全部の食品というわけではないですけども、中にはかびが生え、毒素が出てきているものも事実一部あるんだと思うんです。

ただ、今の日本の環境では、ここにあるようにそんなにひどい状態にはないと。ただ、やはりそういうリスクがある以上、そのリスクをいかに抑えていくかという意味では、各国もやられていますけれども、日本国でも、それはどの程度の危ないものなのか。それを健康に影響がないように抑えていくためには、どういう基準を作っていくかという方向でどんどん進めていくというのが1つの方向性で、そういう意味では今回の件でも、こういう汚染状況がどのくらいあるのか。そういう中で特に危険なものはというか、優先的にや

るのはどういうものかというのを御議論いただいて、順次できるものから規制をしていくと。全くゼロにするわけにはいきませんので、そういうことを順次踏んでいくというのが恐らく今の流れなのではないかと思います。

◆早川座長 よろしゅうございますか。

◆宗像専門委員 そうしますと、現状をただ知りたいだけなんですけれども、検出されたものについては、その後はどうなっているかという、当然出回っているわけですね。基準があっても規制されていないわけですから。

◆早川座長 それはそのとおりだと思います。

◆西脇専門委員 今の谷口専門委員の発言とその続きを含めてコメントさせていただきます。かびなどは、多分この空気の中にも孢子などはいっぱいあって、知らない間に自分たちも吸い込んでいるはず。ただそれが食品となると一般消費者の方々などは、健康上問題があるのではと考え始めてしまい、不安な状況に陥ってしまうと思います。

そういう面で見れば、座長から提案がありましたように、今、注目されている状況の中で、幾つかの項目に関してはきっちりとリスク評価対象に挙げて取り組んでいくんだということを示すことがこの委員会の立場として必要なことと思います。

そういうことで1つ目のオクラトキシンにつきましては、リスク評価の対象ということで取り上げていくということではないかと思っています。

◆早川座長 ありがとうございます。外に御意見はございますでしょうか。

それでは、先ほど清水専門委員の方からも、腎毒性についての懸念もあるということでございますので、最終的にどうなるかは分かりませんが、この委員会としては候補案件として挙げるということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういうこととさせていただきたいと思います。

引き続きまして、2番目の「ゼアラレノンに関する食品健康影響評価」について、御質

問・御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。どうぞ。

◆西脇専門委員 質問です。先ほど参考資料3のかび毒・自然毒等専門調査会のところで、このゼアラレノンに関しましてはコメントがありませんでした。フモニシンもそうですが、その専門調査会で触れられなかったのか、触れられたけれども、特記すべき事項まで至らなかったのか、情報がありましたらお願いします。

◆北條評価課長 基本的には、このかび毒についてはほとんど議論をされておられません。理由といたしましては、検出率あるいは汚染濃度といいたいでしょうか。そういうものが低いレベルにあるということで、いわゆる健康被害の観点から見ると、特に今の段階で大きな問題とはならないだろうと専門委員がお考えになっているのではないかと思います。

◆早川座長 優先順位が比較的低いということでございますね。よろしゅうございますか。

◆西脇専門委員 前回、私はかび毒全体としてまとめてという形で発言をさせていただきましたけれども、本日のいろんな論議を聴く中で、やはりこの場では絞るものは絞るべきではないかと考えています。このゼアラレノンの部分に関しましては、今回は何かしら情報を提供するというレベルで、調査対象からは見送ってもいいのではないかと考えております。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

◆橋本専門委員 12ページの資料なんですけれども、ベビーフードに思った以上に出ているのが気になります。そういった情報を広く食品安全モニターの方とか国民の方から、何かそういった専門的な知識のある方から情報提供をいただくというふうに前向きに考えていただけたらと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

◆佐々木専門委員 風邪を引いてあまり声が出なくて済みません。かび毒に関しましては、天候とかによって毎年の検出頻度とか地域も変わるんですね。もちろん、評価自身には優

先順位はあると思うんですけれども、例えば天候によって主要生産地が変更になって穀物類が輸入されることもありますので、評価は評価として優先順位はあるんですけれども、一旦かび毒はトータルで考えておかないと、例えば先ほどもベビーフードの話がありましたけれども、コーン類が汚染されると最近若い人たちが好んで食べるコーンフレーク類ですとか、その他にもすごく影響が出てきますので、専門調査会の毒性からの優先順位と暴露から今後考えられる天候不順等々から考えると、私はその毒性の強さと暴露の機会の多さを考えると、少なくとも今回の毒性があるとされているかび毒に関しては、一旦全部残して、評価の順番を専門調査会にお任せして、期限は付けないと。

例えば初年度は優先順位を挙げて1から2つやる。順々にやっていくうちに天候が変わって、例えば私が今、一番心配しているのはフモニシンなんですけれども、毒性は低いんですが、非常に検出率が上がっていると聞いておりまして、国内の穀物にも昨年、一昨年左右くらいからですか。聞きかじりなのではっきり申し上げられませんが、検出頻度があふれているのか、検査をする回数が増えたのかがちょっと分からないんですけれども、結構高濃度で出てきているということもありますので、温暖化が何だということで気候も変わってきていますので、ここで調査会として落とすのはやめていただけないかなと。優先順位は、もちろん決めていただきたいと思うんですけれども、かび毒トータルはこれから大きな問題になってくるのではないかという懸念を持っておりますので、本当は最後にお話をしたかったんですけれども、今、落とすという話が出たものですから、発言させていただきました。

◆早川座長 今回のことですが、これは順次やっていくということであったとしても、今日の主題は平成20年度の自ら評価案件ということでございますので、多分お二人の委員の発言が違ったように見えておりますけれども、これは必ずしもそうではなくて、方向としては特に違った方向に行っているわけではないと思います。

今のゼアラレノンですね。かび毒全体に対しては、かび毒自体が持っている毒性の強さというのが1つの大きなファクターでありますし、汚染の実態も優先するかしないかのファクターになります。これは季節によって変わるかもしれませんし、年度によって変わるかもしれないけれども、それも含めて今まで得られている情報の中での汚染の実態も非常に大きなファクターでありますし、その存在量も大きなファクターである。汚染の実態というのはあくまで分析方法での検出できるかできないかということにも非常に依存しておりますので、そういう汚染量がヒトにどの程度深刻に影響を及ぼす可能性があるのかどう

か。そういういろんな角度から見ていかないといけないということだろうと思うんです。

そうということで、今のお話もこれからの例えばゼアラレノンにいたしましても、フモニシンにしても、データの的に情報収集をこれからも引き続きやるということで、先ほど申しましたような選択の重みづけが非常に増えてきましたら、もちろんそれをテーマに挙げるということは当然のことです。私はそういうふうな受け止め方をしましたけれども、そうということでよろしゅうございますか。外にいかがでしょうか。

それでは、落とすという言い方が適切ではないのかもしれませんが、平成 20 年度の自ら評価案件の優先度というか、そういう案件として特にゼアラレノンを取り上げるという方向では、かび毒の中では今はないだろうと全体としては理解いたしましたけれども、そうということでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういうふうにさせていただきます。

引き続きまして、「デオキシニバレノール」ですね。これは先ほど御説明がありましたように、ニバレノールというものと共汚染をしているということで、かび毒等の専門調査会では、これをまずやるべしという御意見があったところでございますが、これにつきまして、御意見や御質問をいただければと思います。いかがでございましょうか。

◆西脇専門委員 これは今までの論議の流れから見ても、取り上げるべきだと思います。特にかび毒・自然毒等専門調査会の御意見の中で、ニバレノールも含めてということになっておりますので、提案内容とは異なりますが、デオキシニバレノール及びニバレノールの両方を自ら評価の項目とすべきだと思います。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

◆清水専門委員 私もこれはやはり取り上げるべきかと思います。生態影響はよくは分かっているように思いますが、4 ページの下に書いてありますように、JECFA の方でいわゆる食中毒症状のようなものが、消化器症状ですが、悪心、嘔吐、下痢などが発生するということを考えれば、発がんの免除がグループ 3 ですから、これは非常に弱いということでしょうけれども、そういう観点から考えると、やはり取り上げるべきかなと思います。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

◆山根専門委員 私も是非取り上げていただきたいと思います。トータルで考えても優先度は高いと思います。質問なんですけれども、農水省の方で麦類の汚染低減のための指針というのを作成中とありますが、これはトウモロコシ類の方でも調査が進めば、こういう指針が近々できるということでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 お答え申し上げます。農林水産省の方ではハザードの種類ごとにリスクの大きなものなども判断しながら順次対応していると。体系的な対応をとられておりまして、その中で麦について既に取り組みがされている実態を見て、更にほかのものにも対応する形になろうかと思えます。

◆早川座長 よろしいですか。外にいかがですか。

◆服部専門参考人 参考として御説明をさせていただきます。デオキシニバレノールとニバレノールは構造式を見ていただけると分かるんですが、1か所だけ水酸基が付いているかという違いで、確かに情報にもありましたように、共存して発生すると。日本においては北海道ではデオキシニバレノールだけなんですけど、北海道以外では多くの場合にはほとんど相関性をもって両者が同時に発生しているという状況がございます。

一方、このフザリウム系は、1つは殺菌剤の防除により、かなり適切に防除ができる。それから、農林水産省さんも言っているんですが、品種の選択によって発生が低い品種を選べるということで、ちゃんと管理すれば、かなり低減効果があるものだと思います。

そういう状況ではあるんですが、汚染が欧米でもかなり広がっているんで、そういう意味からすれば、やはりこれは日本において、しっかりリスク評価をすべきだと考えております。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

それでは、全体的な御意見として、これを案件候補とすることに関しては御異存がない

と承りましたので、そのような方向でこの委員会では決定させていただきたいと思います。

それでは、次でございます。「フモニシン」に関する食品健康影響評価に関しまして、お願いします。

◆**福代専門委員** 先ほど、佐々木専門委員も取り上げられましたけれども、発がん性に関しましてはグループ2ということで、調査研究の実施状況の中で新規毒性として新生児ラットの審議の暴露は薬物代謝機能の成熟時まで影響を及ぼすということがございますし、そういった中で非常に定量限界値以上のフモニシンが汚染実態の中であるということ等を考えますと、これもやはりリスク評価は行うべきだと思います。特に乳幼児向け等の加工品もたくさんある中で、これは必要ではないかと考えます。

◆**早川座長** 外にいかがでございましょうか。

◆**河合専門委員** 私はかび毒、今回アフラトキシンがもう候補として決まっているので、当初、優先順位でアフラトキシンだけは入れてほしいと思っていました。そのほかのものでこの4点につきましては、私は優先順位付けが必要ではないかと思っています。

今までかび毒の評価は聴いていないので、是非その評価をきちんとした上で、次の段階に進むという形の方が評価する上でも分かりやすいのではないかと思います。前に聴いたときに全部やるのと個別にやるのとどちらが効率がいいんですかという話のときに、全部するのは相当時間がかかって大変だということがありましたので、できれば優先順位の高い順に今回は提案した方が現実的ではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

◆**早川座長** 外にいかがでございましょうか。

◆**廣瀬委員** フモニシンについて追加したいと思いますけれども、私は5年から6年前ですか、まだ国立医薬品食品衛生研究所にいたときに、ムラサキトウモロコシ色素の肝発がん性のスクリーニング試験というのを学会で、私が発表をしたのではないんですけれども、それを見て、そのときに肝発がんがスクリーニング試験ですけれども、強く促進されたんです。それが何故かということで、ひょっとしたらフモニシンの汚染があるのではないかということを考えて質問した。その後、その業者がフモニシンのコンタミネーションを確

認したんですけれども、やはりかなりのフモニシンに汚染されていまして、その次の学会で同じような知見でムラサキトウモロコシ色素の肝発がんスクリーニングを実施したところ、今回は肝臓の発がん促進が全く見られなかったというデータがあります。

したがって、フモニシンの汚染というのはかなり広いのではないかと、私は個人的に思っています。ですから、やはりこのフモニシンは今後重要な評価の対象になるのではないかと考えております。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

それでは、これで全体のかび毒が終わったんですが、今、フモニシンに関しましても幾つかの御懸念で、候補に挙げるべきだというような御意見もありましたし、優先順位としてどうとらえるかという御意見もあったかと思うんです。

先ほど申しましたように、平成 20 年度に向けての優先順位を付けていかざるを得ないのではないかと考えておりますが、先ほどもう 1 つのゼアラレノンにつきましても、程度は低いんですけれども、ベビーフードに汚染が見られ、それに対する懸念もあると。このフモニシンについても、ただ今、御発言がございましたように、汚染があるのではないかとということもございました。

ただ、全体を見ると、データがどれだけ十分そろっているかどうかということもございますので、そこら辺も勘案しながら優先順位を決めていければいいのではないかと。これは今回 20 年度に向けて案件候補とするしないにかかわらず、かび毒については委員の先生方の御意見としては、これからも十分な情報収集や調査をして、いつの時点か分かりませんが、必要があれば、それについてもきちんとリスク評価をやるべしと。この方向はそういうことでいいと思うんですけれども、この場では、ある程度の数を絞り込まざるを得ないということでもありますので、いかがでしょうか。専門調査会の方の御意見だと、デオキシニバレノールとニバレノールがセットで第 1 順位ではないかということですし、オクラトキシンが第 2 番目ではないかということではあったんですが、できましたらそういう順番で進めていければと思いますが、特にそれは違うのではないかと御意見がございましたらお願いします。

このフモニシンに関して、情報がほかのものに比べてどれくらい集まりましたか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 ここにもありますように、フモニシンは最近見つかったかび毒ということで、1988 年。知見の蓄積がまだこれからということで、先ほど委員の方か

らもありましたように厚生労働省で研究を行いつつあるという現状だということだろうと思います。

ですから、評価に足るだけのデータがあるかという、まだそこまでは至っていないのではないかという印象を受けます。ただ、情報収集は必要だと考えます。

◆早川座長 佐々木専門委員、福代専門委員は強い関心があるわけでございますけれども、あるいは橋本専門委員もベビーフードなどで関心がございますけれども、その順位というのはいかがでしょうか。

◆清水専門委員 先ほどの廣瀬委員の御発言は、プロモーター作用があると考えられるのでしょうか。

◆廣瀬委員 システムとしてはそうです。ただ、8週間という短期間でかなり強いプロモーション作用があったということは、肝臓に対する発がん性があると考えて間違いないと思います。

◆清水専門委員 フモニシンの JECFA では、げっ歯類で腎毒性、NOEL が 0.2mg/kg というような値が出ていますし、またリスク評価の方でも先ほど御発言があった新生児ラットで、薬物代謝機能の影響が新生児にあるといったこともあるようですけれども、もっと情報を集める必要はあると思うんです。

ですから、そういう意味では順位としては私は3番目くらいにいくので、先ほど座長のおっしゃったものから考えれば、3番目くらいに考えておけばいいのかなと感じております。以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。佐々木専門委員、あるいは福代専門委員の方で、特に追加の御発言はございませんか。

◆福代専門委員 他の2つも非常に重要だと思いますので、優先順位であれば3番でもやむを得ないかと思いますが、これも十分にもうちょっとデータをそろえた上で、是非取り上げていただきたいと思います。

◆早川座長 佐々木専門委員、何か御意見はございますか。

◆佐々木専門委員 同じかび毒の中で優先順位を付けてというのは、非常に不本意です。もっと言えば1つのかびに汚染というよりは、交代したり同時汚染がかなりありますので、食品としては、本来は足し算してでも評価すべき場面が多いんです。2つのかびが出て、1つのだけ評価されていて、1つは評価されていないというと、本当に食品としての判断をするときには迷う場面が多いので、是非この間やっている食品安全委員会の業務改善のテーマとして、評価できるようにパワーアップしていただくということと、やはりこういうふうに集団で依頼が来る。例えば農薬などは大集団で厚生労働省の方から諮問されたときには、ワーキンググループを分けるということで、迅速に対応するというのもしていらっしゃると思いますので、そこまで大きな課題とは思いませんけれども、やはりもっともって能力を上げていただいて、迅速性と受け入れるキャパの拡大をお願いしたいと思いました。

かびについて、例えば1つに絞れというのか、2つに絞れというのは、私としてはキャパが分かりませんので、それは親委員会の方の判断にお任せしたいと思いますし、専門調査会の候補として、例えば2つなり3つなりということであれば、今までのお話の中であった優先順位で構わないと思っております。

◆早川座長 これは取扱いとキャパシティーとの関係がございまして、実は各専門調査会もこの調査会と同じなんです、ボランティアベースで先生方にお集まりいただいて、各委員会で審議していただいているということで、これは全部を一気にやってくださいというのは、現行の制度では、ボランティアでやっていただいている先生方に非常に大きな御負担になるのではないかと懸念します。将来的にはどういう形になっていくのかは分かりませんが、そういうこともありますので、そういうこととの兼ね合いで、こういう問題をどう取り扱っていくかということは事務局としてのまた1つの方向への宿題ということになるのかとは思いますが、現在の状況では、実態としてはそういうことではございますので、私の感覚ではどうしても一気呵成にすべてというのは、先生方の御負担が非常に大きいのではないかと、とりあえずはある程度絞り込んだ形でいくということで提案申し上げたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

特にどうしてもそれではならぬと。今の佐々木専門委員のお話はキャパシティーとの関係で、理想的には全体として、まとめて評価できればいいけれども、そうでなければある程度優先順位を付けるのはやむを得ないというお話でもございますので、現状をかんがみ

るとそういう方向に進めさせていただきたいということでの御理解が得られればと思いますが、いかがでしょうか。

◆山根専門委員 佐々木先生の御意見はすごく納得するものなんですけれども、キャパとの関係もあるということで、ただ、キャパとの関係というよりは、まだ情報収集が足りなくて、もっと情報を集めれば、より精度の高い結果が来年度、再来年度に得られるという理由付けであれば納得して、長い目で見てではないですけれども、今回はより集まっていて、早く取りかかれるものを優先しようということに納得がいくのかなと思うんです。

かび毒に対しては私もよく知らなかったですし、いろいろな情報を知って、こんなに怖いものだというのを最近知ったというか、新しいところなのかなというのがありますので、これから情報収集を熱心させていただきたいと思っています。

◆早川座長 ありがとうございます。事務局の方で何かございますか。

◆北條評価課長 一言申し上げておきますけれども、かび毒・自然毒等専門調査会の先生方も基本的には、かび毒について順次評価をしていく必要性があるという認識でございますし、評価を担当している事務方といたしましても、いずれこれはやらなければならないと思っております。ただ、マンパワーの問題であるとか、いろいろな点もございますので、順次着手していくということでもございますし、フモニシンのようにまだデータが必ずしもそろっていないものについては、情報課の御協力を得ながら、毒性に関する情報を集めていきたいと考えております。

◆早川座長 それでは、かび毒に関しましては、先ほど来、優先順位という言葉が適切かどうか分かりませんが、今、情報が集まっているという意味において、全体としての優先順位が高いのではないかとということで、2件を案件候補として残させていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、「食品中のヒ素」に関する食品健康影響評価につきまして、御質問あるいは御意見を賜れればと思います。いかがでしょうか。これにつきましては、昨年も確か出て、昨年の段階ではファクトシートで対応するというので、案件候補には挙がらなかったものでございますが、先ほどのかび毒と同じように、ずっと課題としては残っているということで今回も登場して、最終的なところに残っているわけでございます

が、いかがでございましょうか。

◆西脇専門委員 これだけ毎年のように挙がってきている状況を鏡みて、また本日、ご説明がありました化学物質・汚染物質専門調査会の先生方の御意見も踏まえた上で、自ら評価として挙げる項目として判断してもらおうということがふさわしいのではないかと考えています。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。ただ今、案件候補に毎年のように挙がってきているので、これでまた残してしまうというのはいかななものかという御意見かと思うんです。

それでは、特にそれ以外の御意見がなければ、この関連専門調査会の方からも候補として評価をしていく方向での御意見が出ていたように思いますので、これを案件候補として残すということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 それでは、そういうことにさせていただきたいと思います。

引き続きまして、「サプリメントの複合影響」に関する食品健康影響評価につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

◆服部専門参考人 先ほども事務局から御説明があったと思うんですが、現在の健康食品といえますか、サプリメントの数とかそういう状況を見ると、複合汚染として健康影響評価をするというのは、技術的には非常に難しいのではなかろうかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

◆早川座長 事務局の方で何かございますか。

◆北條評価課長 御指摘のとおりだろうと思います。むしろ現実的なのは、多分医師会の方でやっていただいているようなものの中から、問題となるようなものが出てきた場合に、それに特化して評価をするとか、そういう方法はあるかもしれないと感じています。

◆早川座長 内田先生、どうぞ。

◆内田専門委員 私どもとしましては、とりあえずは情報収集をもっと周知をし、範囲を広げるという対応でやらせていただいて、その中で特に緊急性があるようなものについては、現状でも厚生労働省や保健所の方に届けるという体制も採っておりますので、そういうことでの対応を進めさせていただくということです。

◆早川座長 どうぞ。

◆清水専門委員 確かこれは私が前に提案して、いささか責任を感じていますが、これは確かに組み合わせを考えると、非常にめちゃくちゃな数になると思います。つい先日、医師会の方から出された症例指針を読みますと、単品での症例ですね。確かに人によってはいろんな影響が出ているということです。これからもうちょっと情報を集めるということでもいいのではないかと思います。

◆内田専門委員 単品での症例ですけれども、それは疑わしいというだけであって、多い人は15種類くらい一緒に飲んでいる方がいるんです。ですから、なかなか特定そのものが難しくなってくることもあります。

◆早川座長 それでは、全体の御意見としては、複数摂取による相互作用による健康影響に関する知見が必ずしも十分得られていない。その組み合わせが膨大で、併用実態についても今のところは必ずしも明らかではない。その一方で、医師会のモデル事業として、食品安全に関する情報システム等を通じて、情報収集をやっていただいているということで、そこにおんぶにということではありませんけれども、とりあえずそちらの方では是非情報収集をしていただいて、食品安全委員会としては今回は直接案件には取り上げないということにさせていただくことでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。全体としては一応一通り終わりましたけれども、何か追加の御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、これまでの御議論を踏まえまして、先ほどのかび毒に関して2つですね。ニバレノールとデオキシニバレノールのセット、オクラトキシン、それから、ヒ素。これを

この委員会では候補案件として食品安全委員会の方に報告させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、報告の体裁等につきましては、座長に御一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 ありがとうございます。そういう形で進めさせていただくことにさせていただきますと思います。

（２）平成 20 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

◆早川座長 引き続きまして、「平成 20 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」、事務局からお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、資料 3 に基づきまして、運営計画について、現在のところはどのような状況になっているのかを御報告させていただきます。

1 ページでございます。本年度の運営計画では、第 1 にございますように、重点事項を定めております。ただ、全体を通して言いますと、実は 10 月末現在でまとめております。まだ半年残っているわけですが、今のところはおおむね計画していたものは順調に進んできているのではないかと評価しております。

そういう中で、右の欄の 2 にございますように、今年度は特に重点として 2 つ挙げてございます。1 つが委員会活動の全般について点検を行うということと、9 月に 5 周年事業を行うということでございました。これにつきましては、右にございますように、まず 5 周年事業について書いてございますけれども、9 月 17 日と 18 日に、「食品安全委員会とともに考える」ということで企画し、無事に終わっているということでございます。

委員会活動の点検でございますけれども、これについては 3 ページの（２）委員会活動の改善に向けた検討ということで、この企画専門調査会でも先般、論点整理ということで御議論いただいておりますけれども、重点についてはこういう形で現在議論を進めております。親委員会の方では 9 月 4 日、10 月 23 日にそれぞれ議論をいただくとともに、恐ら

く来週また具体的な方策について議論をいただくという形で、12月中には親委員会の方で骨子をまとめて、それを基にまた企画専門調査会を始め、各調査会にも付託して御審議いただくということを今のところ予定をしております。こういう形で進んでいるという状況でございます。

(3) リスクコミュニケーション改善PTがございします。これもいわゆる改善に向けた検討の一環でございますけれども、野村委員をリーダーとしまして、リスコミについてもいろいろと課題がございしますので、検討を進めております。できるものからやっておりますけれども、これも最終的には委員会に向けた検討の中に反映させていくことを考えております。

4 ページ、「第2 委員会運営全般」となっております。簡単に状況だけ申し上げますと、10月末までで本委員会は今のところ31回開催しております。この企画専門調査会については本日を入れますと4回、入れないと3回という状況で、また来年に入りますと御審議をいろいろとお願いすることを考えております。リスコミの専門調査会は今のところ4回という状況でございます。

6 ページ、緊急時対応の専門調査会については、今のところ2回という状況です。

更に⑤で評価関係の専門調査会でございますけれども、10月末までに75回開催しております。中を見ていただきますと、やはり農薬、動物用医薬品、ポジティブリスト関係がかなりのウェイトを占めているという実態にございます。

7 ページの第3で、評価の実施ということがございします。一番下のところでございしますけれども、今のところは評価の進捗状況でございますが、平成15年7月にうちができてから、今まで10月末までで合計1,081件の評価依頼が来ています。今年度に限りますと76件ということです。実は昨年度は1年間で248件依頼がございましたので、そういう意味では依頼件数は比較的今回は少ないという状況にございます。

8 ページ。その評価の結果でございますけれども、10月末現在で664件ということでございしますので、全体で61%、6割ちょっとという状況です。しかしながら、今年度10月末まででは112件ということで、実は昨年度1年間で201件の評価を終了していますので、そういう意味では評価は順調に進んでいるのではないかと。かなり未処理案件が処理されてきているという状況でございます。

8 ページの2のガイドラインについては、順次進めていくということでございしますが、今年度、6月に遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準を策定したという状況で、その他についても鋭意進めているという状況でございます。

9 ページは自ら評価関係なので、これはよく皆さん御存じなので、飛ばさせていただきます。10 ページの中ほど下の4が食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況。いわゆるモニタリングでございます。モニタリングについては、基本的には年2回やっております。したがって、右に書いてございますように、実は20年2月に調査しまして、その結果を4月に委員会に報告しております。その結果、特に問題のある事例はございませんでした。

11 ページの上でございますけれども、8月に第9回目の調査依頼をしております。これについては10月に報告をいたしまして、やはり特に大きな問題のあるものは見つかっておりません。

その次ですけれども、5の食品健康影響評価技術研究でございます。20年度の新規テーマにつきましては、ここに書いてございますように、4月の委員会で、詳細は別添にありますので省略しますが、4研究領域8課題を選定しております。また18年から19年度に採択しておりましたものについては中間評価を実施しております。

18年度の採択案件は8課題ございましたけれども、中間評価の結果すべて継続という結果になっております。19年度の採択事案については9課題ございましたが、8課題は継続、1課題は中止という結果になっております。

12 ページの上の方でございます。実はこの評価技術研究は17年度からやっております。3年間の期間がございますので、17年度採択案件が19年度末に終了しております。したがって、20年度は初めて事後評価というのが出てまいりました。これは9課題ございました。

その結果ですけれども、黒ボツにあります、「目標以上の結果が得られた」というのが1課題、「目標を達成した」のが3課題、「おおむね目標を達成した」というのが5課題という結果になっております。この成果につきましては、先ほど言いました5周年記念事業の9月17日でございますけれども、各省も同じような研究をやっておりますので、優れたものについては共同研究発表会という形で御披露させていただいたところでございます。

13 ページは、リスコミ関係でございます。右上に書いてございますが、今年度10月末までに各省あるいは地方公共団体と連携してやったものは、この記載のとおりでございます。

今年度の特色は、2つ目の○にございますけれども、いわゆる事後評価をやるというのが今年度初めて出てきております。事後評価につきましては、意見交換会を設計したとき

にどういう検証をするかというのは御審議いただいております、それに基づいて評価をしました。

その結果でございますけれども、いわゆる「参加者における一般消費者の割合」の目標水準を定めていたのですが、残念ながら、それは達成することができなかった。あと反省点といたしまして、専門用語が多いので、そういう用語集を用意すべきだった等々がございますので、この辺は次回以降、やはり運営に反映させていこうと考えております。

それとともに長年の懸案としまして、指導者育成講座とか、リスクコミュニケーの育成講座等々もあり、それらの受講者が実際にそういうものを担っていく場をどうつくっていくかというのが課題でございました。

そのモデルとしまして、今年度初めてでございますが、栃木県と宇都宮市と共同でリスクコミュニケーター等の講習を終えた方々に、実際にファシリテーター役になっていただいて、ある課題についてとりまとめを行っていくというものをやらせていただいております。この辺はこういう活動を積み重ねて、よりよいものにしていければと考えております。

14 ページ、「リスクコミュニケーション推進事業」。正に人材育成の関係でございますが、先ほど言いましたように、「地域の指導者育成講座」、「リスクコミュニケーター育成講座」。これは順次やらせていただいております。今年度から②にありますように、インタープリターの育成事業を行うということで、これも非常に大きな課題でございました。これにつきましては、11 月から始めておりまして、今年度は7箇所において開催しようということでございます。

若干内容を書いてございますが、講義と演習を組み合わせた講習会ということで、やはりこれも今年度やり、また来年度以降にどういう改善が必要か検討していきたいと思っております。

16 ページの上の方で、食品安全モニターの活動がございます。現在 470 名でございます。そして、毎年モニター会議を開催しておりますが、これは改善に向けた検討でもいろいろ御意見をいただいているところでございますが、やはり皆さん方からいただいた意見を基に毎年度、順次でございますけれども、できるものから改善していこうという取組をやっております。

ということで、「平成 20 年度における改善点」を書いてございますけれども、集まっていた方それぞれに背景や経験がありますので、小グループに分けて、20 年度については自己紹介なり意見交換の場なりを設けてやってみたということで、これはかなり評判もよかったので、より充実する形で来年度以降、改善をしていきたいと思っております。

17 ページの情報提供及び相談等ということで、ホームページ等の情報提供がございます。一番上の○ですけれども、いわゆるメルマガ。これも私ども力を注いでいます。そして、現在のところ登録者 6,500 名ということで、これについては前々回くらいの企画専門調査会で、もっと登録者を増やすべきというご指摘をいただきましたが、3 月末で 5,800 名でありましたけれども、10 月末で 6,500 ということで、多い少ないはありますけれども、順次増加してきています。

今年度、メルマガをもっと活用しようということで、臨時のメールマガジンを発行するような形にしております。最近メラミン等を含め、いろいろな事案が発生しております。そういうものについては、ホームページで食品安全委員会で情報を掲載しますので、その都度広くお知らせするというので、記載のような形で取り組んでいるところです。

18 ページでございます。広報関係ということで、これにつきましても恐らく前回の委員会でもメディアを含め、広報活動を充実させていくべきだというご指摘いただきました。メディアとの関係については 4 月と 7 月に一般記者あるいは論説委員等も含めて意見交換会をやっております。やはりメディアの方々とやりますと、いろいろと参考になるところもあり、前回出たところでは、もっと積極的に情報発信をすべきではないかということも御示唆いただいたところでございます。

そういうものも踏まえて、実は、7 月末に BSE の現状に関して取りまとめて、広く知らせる必要があるだろうということで、「委員長談話」を公表したところであります。やはりマスメディアともいろいろと情報を交換し、委員会活動に反映させていくという取組みは、地道に続けていきたいと思っております。

今後の取組のところに若干書いてございますけれども、政府広報を活用してということで、この前もお話がありましたけれども、実は 11 月に、フジテレビだったと思いますけれども、テレビに委員長に御出演いただきまして、2 回にわたってでございますけれども、委員会の紹介なり今後の課題について説明等を行いました。

19 ページは、食育関係でございます。上の方に書いてございますけれども、今年度も 8 月 5 日、26 日に「ジュニア食品安全委員会」を開催しております。その一つ下のところで、これも新しい試みですけれども、試行的にということで、いわゆる学生の訪問学習を受け入れるということで、委員会の取組みとか食品の安全性について説明するとともに、意見交換会を行うというようなことを行っております。こういうものについては更に進めて、委員会の改善に向けた検討の中にも反映させていきたいと思っております。

第 5 の緊急時対応でございます。今年度 2 回ほど訓練を実施する予定にしております。

これはこれからという形になります。大きいところでは 19 ページの一番下の○でございますけれども、中国製冷凍ギョウザ事件以降、薬物混入等、事件性の高いものが出てきております。これにつきましては、消費者行政推進担当大臣の下に、各府省庁に「消費者安全情報総括官」を置く。これは委員会でございますと事務局長でございますけれども、この総括官会議を中心に政府一体となって取り組む体制を整備しているというところでございます。

20 ページ、第 6 でございますが、情報収集等の関係です。2 の国際協調の推進ということで、一応右のところに（１）で書いてございますけれども、10 月末までに国際会議等への派遣については 14 回行っています。また、海外から招聘しての意見交換会を今のところ 2 回やっているという状況でございます。

実は、今年度の大きな課題として、EFSA との基本協定といいますか、そういう枠組みを作るということを目指しておりまして、これについては今、鋭意折衝中ということで、何とか今年度中に結びたいと思っております。

最後の 21 ページ、食品の安全性確保に関する調査ということで、20 年度、5 月までに 16 課題を選定しております。そして、そのうち 8 課題については、もう既に契約して調査を開始しているということで、もう半年過ぎましたので、残り 8 課題についても速やかにやっていきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

◆近藤専門委員 13 ページでございます。先ほどの説明の中で、今年度の意見交換会ということで、括弧でくくられております真ん中付近に、栃木県及び宇都宮市との共催ということで、「みんなで話そう！食の安全」でございますが、内容についても記述されておりまして、非常に興味深いわけですが、このコーディネーターの状況を全体的に教えていただければありがたいです。

◆早川座長 よろしく申し上げます。

◆小平リスクコミュニケーション官 これは13ページの下から4つ目の○のところに若干内容が書いてございます。当日、50人程度の方が集まりました。全体のコーディネーターは、順天堂大学の堀口先生にお願いしました。

まず第1部としては、今、食の安全について気になっていること、興味があることをみんなで挙げてみましょうということで、8グループに分かれてテーマを出し合いました。それについて、順位を付けました。そうすると大体上に挙げられてくるのは、例えば期限表示でありますかとか、輸入食品でありますとか、そういったテーマが多かったと思います。

第2部は一番に掲げた話題について、自分たちはどんなことをしたら、これを解決できるだろうかということをディスカッションしてみましょう。結論には至らないんですが、それぞれの立場から、こういうことが必要ではないかといったことをディスカッションするという場でございました。そのグループの中に2人、人材育成講座でファシリテーションを研修された方が入りまして、進行役と書記として、出た意見を紙に記述して分かりやすくするといったことも併せて行いまして、人材育成の講座に出てきた方が実際に現場でやってみるというような場を設けたという状況でございます。

アンケートを見ますと、参加者の方は自分の意見をいろいろ言えたということで、満足度は大変高かったという状況でございますが、一方でグループの中にそれぞれ関係者がバランスよく入っていなければ、例えば不安情報だけが皆さんに伝えられたりするという問題点もありましたので、そういったことも踏まえて、今後もどのようなやり方がいいか、改善を進めていきたいと思っております。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

◆近藤専門委員 参加者の年齢・性別等、若干お分かりの部分だけでも結構ですので、お願いします。

◆小平リスクコミュニケーション官 今、手元にデータがないんですが、女性の方が多かったと思われます。年齢はお歳を召した方の方が多かったと思われます。今、正確なデータを持っておりませんので、申し訳ございません。

◆近藤専門委員 ありがとうございます。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

◆橋本専門委員 19 ページの上から 2 つ目の○ですけれども、「試行的に訪問学習の受け入れを行い」と書いてあります。「今後の取組として、学校教育において食の安全に関する基礎的な知識を学習できるように、教育機関などと連携する」と書いてありますが、これはこういったことで皆さんの方に公表すると言いますか。やはり政府広報なり食の安全のそういったパンフレットで周知していただけるのでしょうか。

◆早川座長 いかがでしょうか。

◆小平リスクコミュニケーション官 まず上の方の訪問学習の受入れというのは、大学生が来られた場合もありますし、中学生が来られた場合もありますので、それに応じてどんなツールを使ったらいいかということで、大学生ですと若干ディスカッションをしてみるとか、そんなこともして、食品の安全性について考えていただくような場を設けてみました。

今後積極的に受入れしますよということを P R していったらどうかということについて、現在、委員会の改善について議論しておりますので、そんなのも 1 つのアイデアになってございます。

下の方に書いてある学校教育等との結び付きという面でございます。学校教育の中で来年度から、これもアイデアですが、来年度から教員の方々が免許を更新するときに研修を受けなくてはいけないということになってきております。

そういった研修の場面で食品の安全性とか委員会の役割について、何か学んでいただけるような場は設定できないだろうかといったアイデアもございますし、学校教育に関係するような学会でありますとか、団体の方にもう少し我々も出かけて行って情報を提供したらどうか、また、例えば中学生で添加物を学習するときに、副読本のように使えるパンフレットみたいなものを委員会として何か作ることができないか。そういったアイデアもございますので、今、委員会の改善の検討の中で、それを具体的にどうできるかということを検討しております。そんな状況でございます。

◆早川座長 どうぞ。

◆内田専門委員 私は医師会の方で、学校医とかも担当しております。今、学校栄養士の配置が進んできておりますので、そういうところとの連携も今後必要になってくるのかなと思います。是非それを活用していただくことを考えていただければと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。先ほど御質問があったかと思うんですが、訪問学習の受入れ等に関する案内というか、広報については。

◆橋本専門委員 東京にいらっしゃる方はそういったことで機会があると思いますが、例えば地方に住んでいる人間にも、東京にそういった研修会などで来た際は、こちらの方に立ち寄れば、そういったお話をしていただけるとか、もちろん、予約制のような形にはなるとはありますが、広く国民の方にそういうことを知れ渡らせていただきたいと考えております。非常にいい取組だと思いますので、是非前向きにお願いいたします。

◆早川座長 よろしいですか。

◆小平リスクコミュニケーション官 今、我々が受け入れますよといったことをPRできるような資料を作ろうと思っております、それをホームページとか、いろいろな学校関係機関にお知らせするような形にしたいと思っています。

また、地方との関係では、どこまでできるか検討をしておりますが、例えば修学旅行とかに関係するような機関にそういうことをお知らせして、その一環で何かお越しいただけるようなPRができないかなというのも1つのアイデアでございまして、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

◆早川座長 よろしいですか。

◆橋本専門委員 よろしくをお願いいたします。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

◆**福代専門委員** 18 ページです。第 3 回の食育推進全国大会で、あそこはブースも狭いですし、非常に特別関心のある方でないと足を止められない。見過ごしていくような感じになりますけれども、本年度も安全委員会としては第 4 回にも出展といいますか、設けられる予定でしょうか。もし予定があれば、せっかくの P R の機会ですので、もう少し工夫を凝らした内容の展示にしていきたいと思います。

◆**小平リスクコミュニケーション官** 18 ページの一番下のところから始まっていると思いますけれども、6 月の 7、8 日で、今年は群馬県で全国の食育大会の第 3 回目ということで開催されました。

そこでは政府関係者の展示というのがどうしても中央ではなくて入り口の辺りになってしまいましたので、内閣府の食育推進室と一緒にふたコマをつなぎ合わせてワンボックスを出させていただきました。

その中には、食品安全の活動でありますとか、食品の安全性の確保の基本的な考え方などを分かりやすく、パネルで展示したり資料を置いたりさせていただいたものと、DVD をそこで見ていただくような形にいたしております。

確かに関心を持たなければ、なかなか寄っていただけないところでしたが、割合入り口の近くでしたので、どうぞいらっしゃってくださいということで、準備していた資料につきましては、かなり配布できたと思っております。

これとは別に、いろいろな機会を通じまして、こういったブース展示などにも取り組んでいきたいと思っております、今週末にもお台場の方でサイエンスアゴラといった取組みがあるんですけれども、そこでもワンブース借りて、食品安全委員会の活動について見ていただくような形で取り組みたいと思っております、そういった機会を通じまして、様々なところで、できるだけやっていきたいと思っております。

◆**早川座長** よろしいでしょうか。

◆**福代専門委員** 第 4 回は、私の地元で開催となりますが、ブースがまた小さくなっているんです。

◆**小平リスクコミュニケーション官** 出る予定でおりまして、工夫を凝らしまして、参加したいと思っております。

◆福代専門委員 是非工夫を凝らしていただきたいと思います。

◆早川座長 よろしく願いいたします。外にいかがでございましょうか。

◆山根専門委員 7ページで、食品健康影響評価の実施状況ということで、資料が整った案件から着実に進めていますということであるわけなんですけれども、ここで個別なことを聴いて申し訳ないかもしれないんですけれども、例えば何年か前にも問題になりました発がん促進作用があるのではないかとということで、ジアシルグリセロールですか。それがいわゆる特保になっている健康エコナオイルですけれども、それなどはまだ発表はされていないと思いますけれども、もし分かれば。

◆北條評価課長 その件については、今、厚生労働省で必要なデータを収集して整理しています。

◆山根専門委員 分かりました。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。それでは、この中間報告についてはよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、その他の議事ということですが、事務局の方で何かございますでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆早川座長 以上により、本日の予定された議事はすべて終了いたしましたけれども、次回の日程について、どのようになっていますでしょうか。

◆大久保総務課長 この企画専門調査会については、今年の12月までは、もう皆さんにお集まりいただくことはないと思います。ただ、来年1月から2月にかけて、恐らく1月末くらいになると思いますけれども、実は課題としては、平成21年度の委員会の運営計画

の御審議をしていただくという必要がございます。

それとともに、委員会の改善に向けた検討をこちらでも論点整理していただきましたが、それをこの企画専門調査会でも御議論、御審議いただくということで、大きく2つについて御審議いただくことになると思います。

という意味で、まとめてというのは恐らく時間の関係で無理だと思いますので、1月下旬に2日、申し訳ないんですけども、今のところ予定は恐らく1月26日と1月30日になるのではないかと思います。これはまた決まり次第、御連絡させていただきます。2回に分けてということで、非常にお手数でございますけれども、セットしたいと思いますので、また詳細は御連絡いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第27回企画専門調査会を閉会いたしたいと思います。御協力どうもありがとうございました。